

2022年度「規制緩和要望」について

2023年1月31日  
一般社団法人 第二地方銀行協会

当協会は、2022年度「規制緩和要望」を別添の通りとりまとめ、内閣府の「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り110番）」に提出いたしました。

以 上

【本件に関する問い合わせ先】  
調査部：横田  
TEL：03-3262-2452

# 2022年度 規制緩和要望

一般社団法人 第二地方銀行協会

# 目次

## 保険募集関連

- No. 1 銀行窓販に係る弊害防止措置（融資先販売規制・担当者分離規制）の撤廃 ..... 3
- No. 2 保険業法上の構成員契約規則からの銀行の除外 ..... 5
- No. 3 規模が大きい特定保険募集人の該当基準の見直し、事務手続きの緩和 ..... 7
- No. 4 保険募集における非公開情報保護措置の撤廃 ..... 9

## 不動産仲介業務関連

- No. 5 「事業承継支援・事業再生支援」に限定した不動産仲介業務の取扱い解禁 ..... 11
- No. 6 地公体が主導する「まちづくり」に限定した不動産仲介業務の取扱い解禁 ..... 13

## 割賦販売法関連

- No. 7 「教育ローン」の割賦販売法の規制対象からの除外 ..... 15
- No. 8 リフォームローンの割賦販売法の規制対象からの条件付適用除外 ..... 16

## 手数料関連

- No. 9 海外発行カード対応 A T Mでの引出手数料に関する利息制限法の緩和 ..... 17

## 信用保険制度関連

- No. 10 中小企業信用保険制度の対象業種の追加 ..... 18

## デジタル化関連

- No. 11 税・公金収納・支払の効率化等に向けた「電子納付」推進 ..... 20
- No. 12 各種共済制度の申込受付等の電子化【新規】 ..... 22
- No. 13 預貯金の差押えに係る電子化の推進【新規】 ..... 23
- No. 14 手形小切手に係る全面電子化の推進【新規】 ..... 24
- No. 15 本人確認手続のデジタル化のための本人確認書類の見直し ..... 25
- No. 16 地公体等に対する指定金融機関等の担保提供義務の廃止【新規】 ..... 26

## AML/CFT 対策関連

- No. 17 銀行の継続的顧客管理に対する公的な支援 ..... 27
- No. 18 法人の「実質的支配者情報リスト制度」の更なる拡充 ..... 28
- No. 19 公的個人認証サービスで取得できる情報への氏名読み仮名の追加 ..... 29

## No. 1 銀行窓販に係る弊害防止措置（融資先販売規制・担当者分離規制）の撤廃

### I. 要望の具体的内容

「人生 100 年時代」を見据え、個人が安定的な資産形成を検討する際に、融資先販売規制・担当者分離規制といった銀行窓販に係る弊害防止措置（以下、「本規制」という）が弊害をもたらすケースもある。

老後の安定的な資産形成支援、顧客利便性向上等のために、本規制を撤廃していただきたい。

### II. 要望理由（具体的内容等）

#### 1. 制度の現状

銀行の圧力販売防止や利用者保護の観点から設けられているが、本規制の該当する場合には、顧客の希望があっても、銀行は商品販売ができない。

#### 2. 現状制度の弊害

##### 【融資先販売規制における弊害】

##### ① 安定的な資産形成支援の阻害

銀行は、i D e C o と並んで、資産形成手段として、平準払いの変額養老保険を勧奨する場合がある。しかし、顧客が本規制に該当する場合、保険に加入できない（又は保険金額の制限が発生する）ため、顧客本位の資産形成支援に大きな支障。

##### ② 顧客利便性の低下

- (1) 医療保険やがん保険も定期的な見直しが必要だが、顧客ニーズに応じた総合提案を行えない
- (2) 顧客の大半は、勤務先の銀行取引内容や本規制の存在を知らず、勤務先を理由に利用商品が限定される事は顧客の理解を得にくい
- (3) 対応できる職員が不在の場合、顧客に再度の来店が必要

##### ③ 銀行の事務負担

勤め先の融資有無確認、規制の説明等、規制対応の負担が大きい。

##### 【担当者分離規制における弊害】

##### ④ 顧客利便性の低下

- (1) 銀行が特定地域金融機関を選択している場合、小口規制により顧客の必要保障額を満たす保険提案を行えない
- (2) 規制対象商品と対象外商品を比較説明する際、複数の担当者が説明しなければならず、顧客利便性が低下する
- (3) 人員が少人数の店舗では内勤行員が融資も兼務しているケースが増えており、募集可能な人員がない

### **3. 想定される効果**

個人が銀行で選択できる商品の幅が広がり、老後の安定的な資産形成の促進、顧客の利便性向上が期待できるとともに、銀行側の事務コスト削減が促進される。

### **Ⅲ. 当該規制の根拠（根拠となる法律や政令、省令、制度等）**

保険業法施行規則第 212 条

## No. 2 保険業法上の構成員契約規則からの銀行の除外

### I. 要望の具体的内容

「人生100年時代」を見据え、安定的な資産形成の検討が必要であるが、生命保険募集人である企業の役職員および当該企業と密接な関係（人事・資本）を有する法人の役職員への保険販売を一律に禁止している「構成員契約規制」（以下、「本規制」という）により、老後に向けた資産形成を手助けする商品（「個人年金保険」等）の提供に支障がある。

老後の安定的な資産形成支援、顧客利便性向上等のために、本規制から銀行を除外する、あるいは、実質的な支配が及ばないと想定される場合（例：銀行員が少数しか出向していない、担当者レベルの銀行員しか出向していない場合等）には本規制の対象外としていただきたい。

### II. 要望理由（具体的内容等）

#### 1. 制度の現状

本規制は、企業の役員や使用人保護の観点から、業務上の地位等を不当に利用しての圧力販売を防ぐというもの。ただし、本規制は、広く適用されており、銀行職員が少数しか出向していない（例：担当者クラスが1名だけ出向）、資金的関係がないなど、銀行が実質的影響・支配力が及ばせない企業に対してまで対象となっている。このため、銀行は、影響力の及ばない出向先の全役職員に対して、生命保険募集に関する制約が発生している。

#### 2. 現状制度の弊害

そもそも圧力募集は、保険業法において禁止行為と規定されており、一切の販売禁止を措置することは過剰な規制。銀行は販売者による説明責任の着実な履行と不適切な募集に対する苦情対応なども含めた適切な事後措置を整備しており、過剰な規制ではないかと考える。また、本規制により、以下のような弊害も懸念される。

##### ① 顧客本位の商品提供の阻害

構成員契約規制の対象となる「個人年金保険」や「一時払終身保険」などは、老後に向けた資産形成を手助けする商品であるにも関わらず提供できないため、顧客本位の商品提供の阻害となる。

##### ② 顧客利便性低下

顧客の大半は本規制を知らず、仮に本人の希望があったとしても申し込みができない。「勤務先のために対応できない」という顧客本人に直接起因しない理由では、顧客側の理解は得づらい状態。

#### 3. 想定される効果

本規制が撤廃されることにより、個人が銀行で選択できる商品の幅が広がり、「老後の安定的な資産形成の促進」、「顧客の利便性向上」が期待できる。

**Ⅲ. 当該規制の根拠（根拠となる法律や政令、省令、制度等）**

保険業法施行規則第 234 条第 1 項第 2 号、平成 10 年大蔵省告示第 238 号、  
保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ－4-2-2（11）

## No. 3 規模が大きい特定保険募集人の該当基準の見直し、事務手続きの緩和

### I. 要望の具体的内容

顧客の保険の選択肢増加・利便性向上、銀行の事務効率化の観点から、以下の見直しをお願いしたい。

#### (1) 規模が大きい特定保険募集人の該当基準の見直し

規模が大きい特定保険募集人の該当基準の一つとされている、「直近の事業年度末において、(生保・損保・少額短期保険の業態ごとの) 所属保険会社等の数が 15 社以上」という要件を撤廃していただきたい。

#### (2) 事務手続きの緩和

いずれかの業態が「規模の大きい特定保険募集人」に該当した場合には、該当する業態だけについて、事業報告書を作成することとしていただきたい。

また、事業報告書の作成にあたり保険会社からの情報収集等に時間を要するため、報告項目を削減いただきたい。

### II. 要望理由 (具体的内容等)

#### 1. 制度の現状

- ・ 「規模が大きい特定保険募集人」には、次のいずれかの条件にあてはまる場合に該当。なお、「所属保険会社等の数」、「手数料・報酬等の合計額」は、生命保険・損害保険・少額短期保険のそれぞれの業態ごとに判定する

【条件 1】 直近の事業年度末において、所属保険会社等の数が 15 社以上

【条件 2】 所属保険会社等の数が 2 社以上かつ直近事業年度の手数料・報酬等の合計額が 10 億円以上

- ・ 上記条件に該当する場合、帳簿書類の備付け及び事業報告書の作成・提出が義務づけられており、いずれかの業態で該当すれば、「規模が大きい特定保険募集人」に該当し、全ての業態で帳簿書類の備付け、事業報告書の作成・提出が必要

#### 2. 現状制度の弊害

##### ① 顧客利便性の低下

- ・ 事業報告書作成は、全乗合保険会社からの情報収集等、業務負担が非常に大きく、対応負荷を考えた場合、所属保険会社を 14 社以内に抑えることにもつながる。
- ・ 「豊富な選択肢」というニーズを満たそうとした場合、所属保険会社が 15 社以上になることは十分考えられるが、条件に該当しないように所属保険会社数を制限することにより、顧客利便性の低下を招きかねない。

##### ② 事務負担の増加

- ・ いずれかの業態が条件に該当した場合、全ての業態で事業報告書を作成しなければならず、事務負担となっている



### **3. 想定される効果**

#### **① 顧客利便性の向上**

- ・ 15社以上の保険会社の取扱をしていくことで、多くの保険商品を揃えることが可能となり、顧客のニーズに沿った商品を提供しやすくなる。

#### **② 事務負担の減少**

- ・ 事業報告書作成義務軽減による事務効率化

### **Ⅲ. 当該規制の根拠（根拠となる法律や政令、省令、制度等）**

保険業法 303 条、304 条、保険業法施行規則第 236 条の 2

## No. 4 保険募集における非公開情報保護措置の撤廃

### I. 要望の具体的内容

本規制は利用者保護の観点から設けられているが、銀行は、法律や監督指針の下で情報管理や顧客保護など、法令順守のための内部管理態勢が十分に構築されている。

顧客ニーズの多様化・高度化等に対応する観点から、銀行取引を通じて得た非公開情報の保護措置を撤廃していただきたい。

また、「顧客本位の業務運営に関する原則」（平成 29 年 3 月公表）においても、「金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨を行うべき」とされているところ、本規制により、電話でのコンサルティング、資産形成に向けた総合提案等の阻害要因となっている。

### II. 要望理由（具体的内容等）

#### 1. 制度の現状

- ・ 銀行が、（１）顧客の預金情報等を保険募集業務に利用する場合、または（２）顧客の非公開保険情報を銀行業務等に利用する場合、書面その他の適切な方法による顧客の事前同意が必要。

#### 2. 現状制度の弊害

##### （１）電話コンサルティングへの支障

- ・ 新型コロナの影響もあり、電話等の非対面での資産相談のコンサルティングも増加。顧客との間で「保険」が話題になることもあるが、事前同意を得ていないと詳細な説明ができない。なお、電話口等で事前同意を依頼する場合には、顧客の心的負担につながる。

##### （２）顧客利便性の阻害

- ・ 顧客からは「事前に書面で同意・確認までしなければ提案を受けられないのか」との反応もある。
- ・ インターネット等で様々な情報収集ができる中、インターネットを不得手とする顧客（特に高齢者）等に対して同意取得がなければ情報提供ができない状況は、顧客利便性を阻害。

##### （３）総合的な提案の支障

- ・ 資産相談において、投資信託、iDeCo及び生命保険等幅広く説明することが多いが、個別具体的な商品説明をする際、生命保険だけ事前同意がないと具体的な説明ができず、総合的な提案の支障となる。

#### 3. 想定される効果

- ・ 顧客ニーズの多様化・高度化に対応した金融サービスの提案が可能。
- ・ 継続的な取引の中で把握した情報を基に、個々の顧客に相応しい商品・サービスを検討・勧誘することは、顧客の潜在的ニーズの把握につながり、結果として顧客の利益に資する提案につながる。

**Ⅲ. 当該規制の根拠（根拠となる法律や政令、省令、制度等）**

保険業法施行規則第 212 条

## 不動産仲介業務関連

### No. 5 「事業承継支援・事業再生支援」に限定した不動産仲介業務の取扱い解禁

#### I. 要望の具体的内容

従来から、地域においては事業承継、事業再生は重要な課題であるが、経営者の高齢化が進展する中、今後更にM&Aによる事業譲渡、事業再生に関する銀行への相談が増加すると見込まれる。

地域社会の持続的な発展、地域企業の活力向上のため、「事業承継支援・事業再生支援」で必要な場合に限り、銀行による不動産仲介業務の取扱いを認めていただきたい。

#### II. 要望理由（具体的内容等）

##### 1. 制度の現状

銀行は、一部の信託兼営金融機関を除き、不動産業務を実施できない。

##### 2. 現状制度の弊害

###### （地域の実情）

- ・ 中小企業では、経営者・経営者の親族等が、自身の所有不動産を事務所・工場等として賃貸している例は多数存在。
- ・ 地方では、大手不動産会社が少なく、不動産情報は銀行に集まる傾向。また、銀行は取引先への定期的な訪問により、支援対象企業だけでなく、地域の幅広い企業の不動産情報（ニーズ）を取得・保有。

###### （事業承継・事業再生支援）

- ・ 事業承継・再生支援では、企業本体だけでなく、経営者等の個人不動産の取扱い（売買、賃貸継続等）の調整が必要。支援に深く関与するほど、不動産処分調整が必要となるのが実情。
- ・ また、事業再生局面では、業績の悪化した取引先が、会社又は経営者所有の不動産売却による債務圧縮を検討する事例が往々にある。

###### （現行制度の弊害）

- ・ 地域企業が所有不動産の売却先や賃貸先を探す際、不動産業者の情報に限定されるため、需給のミスマッチ（案件の不成立、進展の遅れ）が生じ、事業承継・事業再生の進展の阻害要因の一つになっている。

##### 3. 想定される効果

- ・ 銀行が保有している地域の不動産情報やコネクションを活用して、引受先を探すことができ、事業承継・再生支援の進展が期待。
- ・ 企業は、地場の不動産業者に加えて、銀行にも売却先等の選定を依頼することで、不動産に関する情報をより広く取得可能。結果として、企業は、より早く・より有利な条件で不動産取引を行える可能性が高まる。

**Ⅲ. 当該規制の根拠（根拠となる法律や政令、省令、制度等）**

業務の範囲（銀行法第10条）

銀行の他業禁止（銀行法第12条）、

銀行の子会社の範囲（銀行法第16条の2第1項）

## No. 6 地公体が主導する「まちづくり」に限定した不動産仲介業務の取扱い解禁

### I. 要望の具体的内容

地域の人口減少・少子高齢化が進むなか、地域金融機関が担うべき役割は大きく、持続的な地域経済の発展に向けた貢献が求められている。

こうした状況を踏まえ、「まちづくりのための特定の事業」に限定し、銀行が再開発事業やコンパクトシティ形成事業等に係る不動産仲介業務を取扱うことを認めて頂きたい。

上記「まちづくりのための特定の事業」には、金融機関と自治体等が締結している「地方創生等に関する連携協定」に係る事業<sup>(注)</sup>が考えられる。

(注) 地域資源を生かした活力あふれる暮らしの創出、まちの活性化・観光の振興、子育て支援、まちづくりの推進、定住・移住の促進、空き家の利活用、空き家の発生未然防止等の観点で提示。

### II. 要望理由（具体的内容等）

#### 1. 制度の現状

銀行は、一部の信託兼営金融機関を除き、不動産業務を実施できない。

#### 2. 現状制度の弊害

- ・ 自治体等から銀行に対し、地方創生に向けた「まちづくり」に深い関与を望む声もあるが、銀行は主体的に関与できない
- ・ 過疎地域では、大手不動産会社が少ないにもかかわらず、銀行が補完できない
- ・ 銀行は、不動産開発に係る地域のニーズ・情報を保有しているが活用できず、地場企業が、物件を探す際の情報取得先は不動産業者に限定
- ・ 銀行は、移住促進・空き家対策ローンを提供しているが、関与が限定的となり、地方移住希望者は、銀行と不動産業者それぞれに対応する必要あり

#### 3. 想定される効果

##### (1) 自治体への貢献

銀行が自治体事業に深く関与することにより、効果的な計画策定の支援が可能。また、複合商業施設開発等では、情報力を活用し、地域内外からのテナント誘致も期待。特に、大手不動産会社等が手掛けにくい過疎地において、地域金融機関が不動産仲介業務を行うことで、地域活性化が期待。

##### (2) 事業者の利便性向上

企業は、地場の不動産業者に加え、銀行にも不動産業務に関する依頼を行うことで、情報を広く取得可能。より良い条件で取引できる可能性が高まる。

また、銀行が物件購入資金と合わせて、地域内の古民家活用等も推進すれば、顧客利便性の向上や地域活性化の効果も期待できる。

(3) 空き家対策への貢献

「平成 30 年住宅・土地統計調査」によると、全国の空き家は平成 10 年から 1.5 倍の約 848 万戸に増加。銀行が、移住促進・空き家対策ローンと併せて、移住希望者に不動産情報を提供することで、顧客利便性向上・空き家対策への貢献が可能。

**Ⅲ. 当該規制の根拠（根拠となる法律や政令、省令、制度等）**

業務の範囲（銀行法第 10 条）、銀行の他業禁止（銀行法第 12 条）、銀行の子会社の範囲（銀行法第 16 条の 2 第 1 項）

## 割賦販売法関連

### No. 7 「教育ローン」の割賦販売法の規制対象からの除外

#### I. 要望の具体的内容

顧客に不利益を与える可能性が極めて低い国公立大学法人や、文部科学大臣の認可を受けた学校法人等と提携した「教育ローン」について、割賦販売法の規制の対象外としていただきたい。

なお、現行規制下においても、国や地公体が関わる取引は適用除外とされており、同様の取扱いとして頂きたい。

#### II. 要望理由（具体的内容等）

##### 1. 制度の現状

- ・ 銀行等の取扱う提携教育ローンは、銀行等・消費者間の金銭消費貸借契約と学校・消費者間の役務提供契約との間に「密接な牽連性」が存在する場合、割賦販売法第2条第4項に規定する個別信用購入あっせん業に該当。
- ・ 「密接な牽連性」の有無は、金銭消費貸借契約と役務提供契約の手続的一体性・内容的一体性や金融機関と役務提供事業者との一体性（人的関係・資本関係等）の要素を考慮した上で、総合的に判断している。

##### 2. 現状制度の弊害

（制度の趣旨）

- ・ 割賦販売法改正は、悪質な販売業者からの消費者保護の観点で行われたもの。

（現行制度の弊害）

- ・ 学校法人や保護者等の利用者からは、一般に低利となる銀行の提携ローンを利用したいとの希望がある。
- ・ 他方、金融機関にとって、提携教育ローンを取り扱う場合に必要な負担（割賦販売法に基づく規制・ルールへの対応）は大きく、提携教育ローンを取り扱うことを躊躇するケースもある（顧客のニーズに円滑に対応できないのが実情）。

##### 3. 想定される効果

- ・ 国等の一定の関与が認められる教育機関（国公立大学法人や文部科学大臣の認可を受けた学校法人等）の提携先であれば、消費者（顧客）に不利益を与える可能性が極めて低い。
- ・ 新型コロナウイルス、近年の物価上昇の影響により、収入減となる家庭の増加も想定され、教育ローンの必要性は今後高まる可能性。こうした中で、銀行が取り扱う教育ローンは、家計の経済的な負担軽減が可能。
- ・ 地域金融機関が地元教育機関と提携することで、首都圏への学生集中の是正等にも寄与する可能性。

#### III. 当該規制の根拠（根拠となる法律や政令、省令、制度等）

割賦販売法（第2条第4項、第35条の3の23、第35条の3の60第2項）



## No. 8 リフォームローンの割賦販売法の規制対象からの条件付適用除外

### I. 要望の具体的内容

政府は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空家や中古住宅活用を促しており、特に、地方では高齢化・人口減少により、空家対策や移住・定住に向けた取組みの必要性は高まっている。加えて、近年の災害増加により、災害に備えた居宅改修需要も増加。

こうした空家等の活用や住宅改善に当たっては、リフォームが必要となるケースが多いことから、一定条件を満たす提携住宅ローンに限り、割賦販売法の規制対象外として頂きたい。例えば、提携先をリフォーム登録事業者又は自然災害関連の改修に限定する、あるいは、提携先の財務内容チェック等の方策をとる場合には、規制対象外として頂きたい。

### II. 要望理由（具体的内容等）

#### 1. 制度の現状

- ・ 銀行等の取扱うリフォームローンについて、銀行等・消費者間の金銭消費貸借契約と、リフォーム業者・消費者間の役務提供契約との間に「密接な牽連性」が存在する場合は、法第2条第4項に規定する個別信用購入あっせん業に該当。
- ・ 「密接な牽連性」の有無は、金銭消費貸借契約と役務提供契約の手続的一体性・内容的一体性や金融機関と役務提供事業者との一体性（人的関係・資本関係等）の要素を考慮した上で、総合的に判断している。
- ・ なお、上記規制（改正割賦販売法）は、高齢者によるリフォーム等のクレジット取引でのトラブル増加が背景にあったと理解。

#### 2. 現状制度の弊害

- ・ 現行規制下では、銀行がハウスメーカー等と業務提携（提携住宅ローン）を締結する際、改正割賦販売法規制の対象となるため、銀行は、リフォーム業務を業務提携の内容から除外している。
- ・ 銀行は、提携しているハウスメーカー等に対し、新規物件は紹介可能であるにもかかわらず、リフォーム工事は対象外となっており、顧客の理解が得られ難く、利用者の利便性の阻害要因になっている。

#### 3. 想定される効果

- ・ 銀行が、空家対策、移住・定住、災害対応に係るリフォーム需要にも対応ができ、顧客にとって利便性が向上する。

### III. 当該規制の根拠（根拠となる法律や政令、省令、制度等）

割賦販売法（第2条第4項、第35条の3の23、第35条の3の60第2項）

## 手数料関連

### No. 9 海外発行カード対応 A T Mでの引出手数料に関する利息制限法の緩和

#### I. 要望の具体的内容

従前より、政府は、訪日観光客数増加に向けた施策を実施。日本のキャッシュレス決済は増加しつつあるが、未だ現金取引が中心であり、観光庁の「訪日外国人の消費動向」調査によると、訪日観光客の 95.3% (2020 年 1～3 月期) が現金決済を利用している状況。

訪日観光客の利便性向上に向けた海外発行カード対応 A T M (以下、「当該 A T M」という) の維持・拡充のため、海外発行のクレジットカード・キャッシュカード (以下、「海外発行カード」という) 対応 A T Mでの引出手数料を柔軟に設定できるよう、利息制限法等で定める A T M利用料の上限の例外としていただきたい。

#### II. 要望理由 (具体的内容等)

##### 1. 制度の現状

- ・ 「利息制限法施行令」及び「出資の受入れ、預かり金及び金利等の取締りに関する法律施行令」において、利息とみなされない A T M利用料の上限は、1 万円以下の額 110 円、1 万円を超える額 220 円と定められている

##### 2. 現状制度の弊害

- ・ 国内銀行は、当該 A T Mを設置・維持する場合、国際ブランドの A T M利用ネットワークや、当該ネットワークと自行のシステムを仲介する国内クレジットカード会社への費用を支払う。これらの費用は、当該 A T M手数料の上限を上回る場合もあり、赤字となる例もある。
- ・ 手数料収入は、銀行にとって設備維持の原資の一つであるため、利息制限法施行令の規定は当該 A T M設置台数の増加に向けた支障となるだけでなく、将来的なサービス低下 (当該 A T M削減) につながる可能性がある (実際に採算が合わないことにより当該 A T Mを廃止した銀行もある)。

##### 3. 想定される効果

- ・ 海外発行カード対応 A T Mの維持・増加は、訪日外国人観光客の利便性向上に資する。

(参考：設置状況)

2022 年 9 月末現在、当業態の当該 A T M設置台数は 172 台。

#### III. 当該規制の根拠 (根拠となる法律や政令、省令、制度等)

利息制限法施行令第 2 条、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令第 2 条

## 信用保険制度関連

### No. 10 中小企業信用保険制度の対象業種の追加

#### I. 要望の具体的内容

農業・林業・漁業および関連事業が主要かつ重要な産業である地域があることに加え、日本国内での自給体制が様々な分野で課題として挙げられる中、1次産業の持続的発展は重要な地域課題である。

中小企業政策審議会金融WGとりまとめ（平成28年12月20日）を踏まえ、商工業と農業を合わせ営む事業者に対して信用保証を行う枠組みの整備が進んでいるが、取引先のニーズに合った融資を行う観点から、中小企業信用保険制度の対象業種に農業等を追加して頂きたい。

また、農業信用保証保険制度について、農業を新たに営む経営者が借入れしやすいよう、農業信用基金協会会員になる際の承認フローや銀行の負担金等の見直しを検討いただきたい。

#### II. 要望理由（具体的内容等）

##### 1. 制度の現状

- ・ 中小企業信用保険制度の対象は中小企業であり、農業・林業・漁業は非対象。ただし、セーフティネット保証5号の指定業種として、指定期間付で一部が対象になるケースは存在。
- ・ 農業関連事業者であっても、製造加工設備を有する等により信用保証協会の保証制度が利用できるケースや、中小企業が農業に進出する場合に農業信用基金協会の保証制度が利用できるケースはある。

##### 2. 現状制度の弊害

- ・ 農業信用保証保険制度を利用するには、農業協同組合員でない場合、農業信用基金協会の会員になる必要がある。会員になるには、同協会の理事会にて承認を得なければならないが、理事会の開催時期次第では、資金が必要なタイミングで融資を実行できない場合がある。
- ・ また、農業信用基金協会を利用するには、都道府県や市町村の利子補給認定を受ける必要がある。利子補給認定を得た後、同協会の審査会を経て融資の実行となるが、当該審査会開催の時期次第では、融資実行までに相応の時間を要する。
- ・ 加えて、銀行側の負担として、農業信用基金協会に対し、融資額の1/100を負担金として積み立てる必要がある。過去に行った負担金積立を現在も継続して行っている場合には融資実行時に、負担金の額を確認し負担金に不足がある場合には、更なる積み立てが必要となり事務負担が大きい。

### **3. 想定される効果**

- ・ 新規で農業を開始する事業者を支援する際、中小企業信用保険制度の選択肢が増えることで、事業者のニーズやタイミングに合った資金供給が可能となる。

### **Ⅲ. 当該規制の根拠（根拠となる法律や政令、省令、制度等）**

（該当法令等） 中小企業信用保険法第2条

## デジタル化関連

### No. 11 税・公金収納・支払の効率化等に向けた「電子納付」推進

#### I. 要望の具体的内容

税・公金の収納・支払は紙処理が中心であり、必ずしも利便性が高くなり、また社会全体でも相応のコストとなっている。

電子納付を一層推進することは、社会全体（国・自治体、納税者、金融機関）の利便性向上やコスト削減につながるため、利用周知だけでなく、例えば、納税者に対して、電子納税の義務付け、申請期間延長、窓口納付と非対面納付で納付額に差異を設ける等、電子納付を選択しやすくなるようなインセンティブを設けて頂きたい。また、地方税統一 QR コードにおける対象税項目の拡大や利用促進もお願いしたい。

なお、地方税の収納に係る手数料の適正化も併せてお願いしたい。

#### II. 要望理由（具体的内容等）

##### 1. 制度の現状

- ・ 大法人については、電子申告が義務化。
- ・ 規制改革実施計画（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）において、「総務省及び財務省は、法人住民税・法人事業税／法人税・消費税の申告手続きについて、大法人の電子申告義務化の効果等について速やかに検証を行い、その結果を踏まえ電子申告義務化の範囲拡大を含め電子申告利用率 100%に向けた取組の検討を行う」とされている。
- ・ 従来から、各金融機関は、各種電子納付サービスの体制整備や税・公金の電子申告に係る顧客周知を行っているが、顧客の中には根強い紙文化が残り、大幅な利用向上につながっていない。
- ・ 各金融機関から自治体等にも税公金関連の依頼をしているが、各自自治体だけでは進まず、国が強く主導していく必要。

##### 2. 現状制度の弊害

- ・ 電子納付対象税目が一部に留まり、アナログとデジタルの取扱いが併存しているため、システムコストが二重となっており、受付・集計にかかる業務も非効率。
- ・ 2023年4月開始の「地方税統一QRコード」の導入対応を行っているが、QRコードを印刷した納付書で納付する仕組みであり、銀行から地公体へ納付書を送付する事務は削減されたが、窓口での一部業務は残っている状況。自宅でスマホによりQRコードを読み取り、銀行口座を連携し、納付できるアプリ等も民間から提供されているが、納税者の利用は必ずしも進んでいない。
- ・ 各自自治体等で納付書の形態が異なり、読取箇所等個別の設定が必要なことも負担。

### **3. 想定される効果**

- ・ 電子納付は、顧客の利便性向上に資するだけでなく、自治体等における事務処理・帳票保管に係るコスト削減や金融機関のコスト削減に資する。

### **Ⅲ. 当該規制の根拠（根拠となる法律や政令、省令、制度等）**

電子情報処理組織による申告（法人税法第75条の三）

## No. 12 各種共済制度の申込受付等の電子化

### I. 要望の具体的内容

デジタル化が進展する中、紙媒体での受付しか行えない本手続きは、社会全体で相応の負担となっている。

については、小規模企業共済制度、中小企業倒産防止共済制度、中小企業退職金共済制度の申込におけるデジタル化を推進していただきたい。

本申込を電子化することで、金融機関の事務手続きだけでなく、各共済の事務・書類管理手続きの効率化や顧客利便性の向上が見込まれる。

### II. 要望理由（具体的内容等）

#### 1. 制度の現状

- ・ 小規模企業共済制度、中小企業倒産防止共済制度、中小企業退職金共済制度の申込は、金融機関の窓口へ書面により提出することとなっている。
- ・ 上記制度の申込は、当該共済事務局への直接の郵送でのお申込みはできない。

#### 2. 現状制度の弊害

- ・ 金融機関において各種手続きの電子化を進める中で、金融機関の窓口への書類提出が必須となっている本手続きは、銀行が更なる電子化を推進する中で障害となっている。
- ・ 書類に不備があった場合、再度の書類提出や追加資料の提出が求められ、利用者の負担も大きい。

#### 3. 想定される効果

- ・ 電子化を進めることは、金融機関側の負担だけでなく、各種共済を取り扱う中小機構や中小企業退職金共済事業本部においても事務処理・申込書の保管コストなど削減が見込まれ、社会全体で効果が期待できる。
- ・ 電子化により書類授受の期間が短縮され、より迅速に加入手続きが可能になり、顧客の利便性も向上する。

### III. 当該規制の根拠（根拠となる法律や政令、省令、制度等）

小規模企業共済法施行規則 第1条

中小企業倒産防止共済法施行規則 第1条

中小企業退職金共済法施行規則 第4条

## No. 13 預貯金の差押えに係る電子化の推進

### I. 要望の具体的内容

預貯金の差押えについては、紙媒体で手続きが行われており、銀行によって相応の事務・コスト負担となっているほか、行政機関等においても事務処理・書類保管に係る相応のコストを負担している。

日本社会全体のデジタル化に向け、差押えの手続きについてもデジタル化での対応が可能となるよう検討いただきたい。

なお、行政機関から金融機関に対して行われる預貯金照会については、「金融機関×行政機関の情報連携検討会」において、デジタル化に向けた検討が行われているところであり、こうした取組みと併せて、預金等の差し押さえについてもデジタル化を進めて頂きたい。

### II. 要望理由（具体的内容等）

#### 1. 制度の現状

- ・ 預貯金の差押えの手続きについては、滞納者の預金口座のある金融機関の店舗に対し、書面で債権差押通知書が郵送または持参されることにより行われている。

#### 2. 現状制度の弊害

- ・ 金融機関において各種手続きの電子化を進める中で、紙媒体で行われる本手続きは、事務負担となっている。

#### 3. 想定される効果

- ・ 電子化により金融機関のコストだけでなく、行政機関等においても事務処理・書類の保管コストなど削減が見込まれ、社会全体でデジタル化の効果を享受できる。
- ・ 電子化により書類授受の期間が短縮され、より迅速な差押えの手続きが可能となる。

### III. 当該規制の根拠（根拠となる法律や政令、省令、制度等）

国税徴収法第 62 条

国税徴収法第 80 条

国税通則法第 12 条



## No. 14 手形小切手に係る全面電子化の推進

### I. 要望の具体的内容

手形小切手の全面電子化については、銀行界としても、関係省庁等の協力を得ながら、その実現に向け鋭意努力し取り組んでいるが、企業間の取引条件や、これまでの慣習が優先され、電子化が思うように進んでいない面もある。

手形・小切手の全面電子化をより一層推進するため、政府において、経済的・非経済的なインセンティブを設けるなど、政策的な支援について一段のご検討をお願いしたい。

### II. 要望理由（具体的内容等）

#### 1. 制度の現状

- ・ 未来投資戦略 2017 において「オールジャパンでの電子手形・小切手への移行」を掲げ、全面的に電子的な仕組みへと移行することについて、官民が連携した検討を推進することとされた。
- ・ 2021 年 3 月、中小企業庁「約束手形をはじめとする支払い条件の改善に向けた検討会」において、5 年間で約束手形の利用を廃止していくことが示されるとともに、金融界に対し「約束手形の利用の廃止等に向けた自主行動計画」の策定が求められた。
- ・ 2021 年 7 月全銀協「手形・小切手機能の『全面的な電子化』に関する検討会」において議論され、2026 年度末までに全国手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロとすることを最終目標として銀行界を上げて推進に取り組んでいる。
- ・ 2022 年 2 月 22 日に開催された政府の「第 3 回『中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ』」において、産業界および金融界の双方の関係省庁に対し、所管業種への約束手形の利用廃止に向けた働きかけの要請がなされた。
- ・ 上記のような状況を踏まえ、金融機関において手形・小切手の全面電子化に向け推進に向け様々なキャンペーンを実施（でんさいの利用料減免、取立手数料の無料化等）しているものの、必ずしも十分に進んでいない。

#### 2. 想定される効果

- ・ 政府、産業界、金融界が一体となって取り組んでいる、手形小切手の全面電子化に向けた取組みがより一層推進される。

### III. 当該規制の根拠（根拠となる法律や政令、省令、制度等）

—

## No. 15 本人確認手続のデジタル化のための本人確認書類の見直し

<b>1. 要望の具体的内容</b>
本人確認手続のデジタル化のため、本人確認書類のフォーマットを統一するとともに、本人特定事項の手書きを廃止していただきたい。
<b>2. 要望理由（具体的内容等）</b>
<b>1. 制度の現状</b> 本人確認書類として使われる住民票・印鑑証明書・健康保険証等については、フォーマットが発行主体によって区々である。 例えば、全国健康保険協会（協会けんぽ）によって発行される健康保険証は、裏面に住所が記載されており、国民健康保険被保険者証は表面に住所が記載されているなど違いがある。また、健康保険証の住所は、手書きで記されているものもある。
<b>2. 現状制度の弊害</b> フォーマットが異なる本人確認書類は、機械的な読み取りが難しく、手入力となっており、デジタル化の支障となっている。
<b>3. 想定される効果</b> 本人確認書類の機械的な読み取りによるデータ取得・事務の効率化。
<b>3. 当該規制の根拠（根拠となる法律や政令、省令、制度等）</b>
—

## No. 16 地公体等に対する指定金融機関等の担保提供義務の廃止

<b>I. 要望の具体的内容</b>
地公体等に対する指定金融機関等の担保提供義務の廃止、または、地公体の長が担保提供を不要とする場合には担保を提供しないことを認めることとして頂きたい。
<b>II. 要望理由（具体的内容等）</b>
<b>1. 制度の現状</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 地方自治法施行令および地方公営企業法施行令において、指定金融機関、出納取扱金融機関、収納取扱金融機関（以下、指定金等）には担保提供義務が課されている。</li><li>・ 収納・支払いにかかる地方公金は、預金保険法により仕掛中の決済債務および決済用預金として全額保護されており、仮に指定金等が破綻した場合でも原則翌営業日から払戻しが可能となる。</li><li>・ また、地方自治体と指定金等との私法上の契約による損害の保全が可能であることにより、債務履行の確実性が実質的に確保されている。</li></ul>
<b>2. 現状制度の弊害</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 担保金を差し入れることにより、担保金の管理（定期預金や国債の満期管理等）が必要になり、事務負担が生じている。銀行は、指定金融機関業務を無償もしくは低廉な金額で引き受けているが、同業務に係るコスト負担が軽減されないのであれば、指定金融機関を辞退することを検討せざるを得ない銀行も出てくるのが懸念される。</li></ul>
<b>3. 想定される効果</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 担保金の管理における事務負担が軽減される。事務負担の軽減は、地方公共団体および指定金融機関等の双方の業務の効率化に資する。</li></ul>
<b>III. 当該規制の根拠（根拠となる法律や政令、省令、制度等）</b>
地方自治法施行令第 168 条の 2 第 3 項 地方公営企業法施行令第 22 条の 3 第 2 項

## AML/CFT 対策関連

### No. 17 銀行の継続的顧客管理に対する公的な支援

#### 1. 要望の具体的内容

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の観点から、銀行の照会に対する顧客の回答を確実にするための措置・公的な支援について、ご検討いただきたい。

例えば、銀行が継続的顧客管理のために、顧客にDM（ダイレクトメール）・電子メール等で調査を行う際に、顧客の回答を義務化（または義務化に相当する措置）することなど、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の高度化・効率化に向けた支援策をご検討いただきたい。

なお、ドイツやスウェーデンなど海外においては、継続的顧客管理が完了しない場合、銀行が顧客の口座を閉鎖するよう、制度上で明確化されているケースもあると承知している。

#### 2. 要望理由（具体的内容等）

##### 1. 制度の現状

- ・ 2021年8月30日に政府によって公表された「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」は、2024年春までに継続的顧客管理の完全実施を掲げている。
- ・ 上記を踏まえて、銀行は、定期的に顧客情報を確認し、その結果を踏まえて顧客のリスク評価の見直し等を行う「継続的顧客管理」の対応を行っている。

##### 2. 現状制度の弊害

- ・ 銀行は、定期的な顧客情報の確認のため、顧客に対して調査票の郵送等を行っているが、顧客の制度に対する理解が進んでおらず、回答率が低い状況。
- ・ こうした状況は、わが国全体のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策上の課題となっている。また、銀行としても、調査票の郵送等に相応のコストを負担し取り組んでいるものの、十分な費用対効果を上げられない状況にある。

##### 3. 想定される効果

- ・ 法令（若しくは、法令に準じる措置）によって、銀行の調査に対する顧客の回答が義務化されれば（若しくは、積極的な協力が得られれば）、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の高度化・効率化に資する。

#### 3. 当該規制の根拠（根拠となる法律や政令、省令、制度等）

—

## No. 18 法人の「実質的支配者情報リスト制度」の更なる拡充

### 1. 要望の具体的内容

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の観点から、銀行が、法人の実質的支配者情報の情報を把握することは、国際的・国内的にも重要な課題である。

上記を踏まえて、商業登記所が実質的支配者情報を保管し、その旨を証明する「実質的支配者リスト制度」の登記の義務化をご検討いただきたい。

### 2. 要望理由（具体的内容等）

#### 1. 制度の現状

- ・ 銀行は、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等に基づき、継続的顧客管理の一環として、「実質的支配者情報」の把握に努めている。
- ・ また、2022年1月より、商業登記所が法人の実質的支配者情報を保管し、その旨を証明する「実質的支配者リスト制度」が開始された。

#### 2. 現状制度の弊害

- ・ 「実質的支配者リスト制度」は、法人に登記の義務はなく任意であること、対象となる法人が株式会社および特例有限会社になっており法人全体がカバーされていないこと、対象となる実質的支配者の類型が当該法人の議決権の25%超を保有するもの（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第11条第2項第1号）に限定されていること等の課題がある。

#### 3. 想定される効果

- ・ 本制度の拡充は、実質的支配者情報を把握することの強化・効率化につながり、銀行におけるマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の強化につながる。

### 3. 当該規制の根拠（根拠となる法律や政令、省令、制度等）

商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則  
第1条、第2条、第7条

## No. 19 公的個人認証サービスで取得できる情報への氏名読み仮名の追加

<b>1. 要望の具体的内容</b>
より適格・適正な本人確認のため、公的個人認証サービスにおいて、本人同意に基づき提供される基本4情報（①氏名、②生年月日、③性別、④住所）に「氏名読み仮名」情報を追加していただきたい。
<b>2. 要望理由（具体的内容等）</b>
<b>1. 制度の現状</b> <ul style="list-style-type: none"><li>2016年1月より、行政機関等の利用に限られていた「公的個人認証サービス」<sup>(注)</sup>の利用対象が、民間事業者へ拡大された。</li><li>銀行は、同サービスを活用することで、顧客の初回取引（例：口座開設等）の際に、申込者の実在性および基本4情報（①氏名、②生年月日、③性別、④住所）を正確・確実に把握することが可能となった。</li></ul> <p>(注) 公的個人認証サービスは、オンラインでの申請や届出といった行政手続やインターネットサイトへのログインを行う際などに、他人による「なりすまし」やデータの改ざんを防ぐために用いられる本人確認の手段。顧客は、I C カードリーダライタやスマートフォンにマイナンバーカードをかざし、暗証番号を入力することで電子証明書を民間事業者へ送信し、民間事業者は顧客から送信された電子証明書の有効性を地方公共団体システム機構へ確認することで、本人確認を行うことが可能。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>また、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」(2021年5月19日公布)により、公的個人認証サービスにおいては、本人同意に基づき、事業者が最新の基本4情報を取得することが可能となる予定である。これによって、顧客が氏名・住所変更手続き等を行うことなく、銀行は効率的に基本4情報の最新化を図ることが可能となる見込み。</li></ul>
<b>2. 現状制度の弊害</b> <ul style="list-style-type: none"><li>上記情報においては、氏名の読み仮名がなく、銀行の顧客情報データベースの精度向上、事務手続きにおいて支障となっている。</li></ul>
<b>3. 想定される効果</b> <ul style="list-style-type: none"><li>銀行の顧客情報データベースの精度向上、円滑な事務手続きによる顧客利便性の向上。</li></ul>
<b>3. 当該規制の根拠（根拠となる法律や政令、省令、制度等）</b>
電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第17条第1項第6号、改正電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第18条第3項

以上